【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年３月28日
【会社名】	GMOインターネット株式会社
【英訳名】	GMO internet, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 グループ代表 熊 谷 正 寿
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町26番１号
【電話番号】	（03）5456-2555
【事務連絡者氏名】	専務取締役 グループ管理部門統括 安 田 昌 史
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町26番１号
【電話番号】	（03）5456-2731
【事務連絡者氏名】	取締役 グループ人事・グループ総務担当 菅 谷 俊 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成24年３月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年３月25日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　資本準備金の額の減少の件

イ　減少する資本準備金の額

資本準備金6,836,481,024円のうち1,000,000,000円

ロ　減少する資本準備金の額のうち資本金へ組入れる額

1,000,000,000円

ハ　効力発生日

平成24年３月25日

第２号議案　定款一部変更の件

創業の精神の新設、取締役員数の増加、取締役会の事後承認の禁止の新設

効力発生日 平成24年３月25日

第３号議案　取締役15名選任の件

次の者を取締役として選任

熊谷正寿氏、安田昌史氏、西山裕之氏、宮﨑和彦氏、伊藤正氏、山下浩史氏、青山満氏、橘弘一氏、菅谷俊彦氏、有澤克己氏、新井輝洋氏、高橋信太郎氏、佐藤健太郎氏、堀内敏明氏及び児玉公宏氏

第４号議案　監査役２名選任の件

次の者を監査役として選任

武藤昌弘氏、郡司掛孝氏

第５号議案　取締役の報酬額改定の件

取締役報酬を年額５億円以内から７億円以内に改定

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第１号議案 資本準備金の額の減少の件	873,852	609	0	(注)１	可決　(98.35)
第２号議案 定款一部変更の件	865,793	8,667	0	(注)２	可決　(97.44)
第３号議案 取締役15名選任の件					
熊谷正寿	828,129	46,332	0	(注)３	可決　(93.20)
安田昌史	835,219	39,242	0	(注)３	可決　(94.00)
西山裕之	855,654	18,807	0	(注)３	可決　(96.30)
宮﨑和彦	855,653	18,808	0	(注)３	可決　(96.30)

伊藤正	855,660	18,801	0	(注) 3	可決 (96.30)
山下浩史	855,647	18,814	0	(注) 3	可決 (96.30)
青山満	855,466	18,995	0	(注) 3	可決 (96.30)
橘弘一	855,656	18,805	0	(注) 3	可決 (96.30)
菅谷俊彦	855,656	18,805	0	(注) 3	可決 (96.30)
有澤克己	855,658	18,803	0	(注) 3	可決 (96.30)
新井輝洋	855,656	18,805	0	(注) 3	可決 (96.30)
高橋信太郎	855,614	18,847	0	(注) 3	可決 (96.29)
佐藤健太郎	856,573	17,888	0	(注) 3	可決 (96.40)
堀内敏明	856,662	17,799	0	(注) 3	可決 (96.41)
児玉公宏	869,514	4,947	0	(注) 3	可決 (97.86)
第４号議案 監査役２名選任の件					
武藤昌弘	869,265	5,134	0	(注) 3	可決 (97.83)
郡司掛孝	872,257	2,142	0	(注) 3	可決 (98.17)
第５号議案 取締役の報酬額改定の件	867,356	7,099	0	(注) 1	可決 (97.61)

(注) 1　出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
3　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権・無効の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上